**【持続化補助金台風19号、20号及び21号型・全国商工会連合会提出用】（応募対象者確認シート）**

※全ての申請者が必須回答です。　　　　　　　　応募者名称：

１．補助事業を行おうとする事業所が**宮城県、福島県、栃木県、長野県**に所在する地域（①に所在県名を記入し、②のいずれか一つを選択）

①（　　　）宮城県、福島県、栃木県、長野県

②以下のどれか一つを選択

（ ）**直接の被害あり**（自社の事業用資産に損壊等の被害あり）

**→３．４．５．６．（６．は宮城県、福島県の方のみ）を回答する。**

（　　　　）**売上減の被害あり**（自社の事業用資産への直接の被害はないが、台風第19号、第20号又は第21号に起因して、売上減（令和元年10月の１か月間の売上高が、前年同月または同期と比較して10%以上減少）の被害あり。）**→４．５．を回答する。**

＊令和元年10月の１か月間の売上高が前年同月または同期と比較して10%以上減少したことを行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）を本紙に添付のこと（不備の場合は対象外）（写しでも可）

＊創業から１年未満のため前年同月との売上高比較ができない場合は、令和元年7月から9月の売上高平均と比較して10%以上減少したことを行政機関が証した書面を添付のこと

２．補助事業を行おうとする事業所が**岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県**に所在する地域（①に所在都県名を記入し、②のいずれか一つを選択）

①（　　　）岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

　　　　　　山梨県、静岡県

②以下のどちらか一つを選択

（ ）**直接の被害あり（自社の事業用資産に損壊等の被害あり）→３．４．５．を回答する**

（ ）**直接の被害なし**

＊２．②で「直接の被害なし」の場合は、対象外となり、申請できません。

３．「直接の被害あり」を選択した場合は以下に回答ください。

＊被害を受けた当該公的書類を本紙に添付のこと（写しでも可、不備の場合には対象外となります）

＊下記欄に直接被害の状況を記載ください。

【直接被害の状況記載欄】

４．令和元年度予備費予算被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」（令和元年12月17日公募開始）で採択を受け、補助事業を実施しているか否か（①～③のいずれか一つを選択）

1. （　　　）令和元年度予備費予算事業には応募していない、または、応募していたが

不採択

1. （　　　）令和元年度予備費予算事業に応募し採択を受けたが、その後、事情により

「交付申請の取下げ」により、補助事業を行っていない

1. （　　　）令和元年度予備費予算事業に応募し採択を受け、さらに交付決定を受けて

補助事業を実施した

　　　⇒③の場合、対象外となり、本事業への応募はできません。

　　　　＊共同申請の参画事業者として採択、交付決定を受けている場合も同様です。

５．補助事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業に該当するか否か。（① 、②のいずれか一つを選択）

1. （　　　）該当しない。
2. （　　　）該当する。 ＊該当する事業の場合は、対象外となり、申請できません。

６．宮城県、福島県に所在する申請者で、以下の(１)～(４)を全て満たす場合には、定額の補助率の申請をすることができます。

①以下の（１）～（４）項目にすべて該当する（　　 　）

②以下の項目に該当なし　　　　　　　　　　（　　　 ）

(１)東日本大震災により被害を受けた以下のア～ウのいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者

　ア　地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者

　イ　直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者

　ウ　福島県原子力被災１２市町村において事業を再開又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者（※福島県原子力被災１２市町村はP.10（注１）参照）

(２)令和元年台風第１９号、第２０号及び第２１号による被災の影響が出る直前３か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年同期の売上高と比較して、２０％以上減少している事業者

(３)交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

(４)令和元年台風第１９号、第２０号及び第２１号により施設・設備が被災し、その復旧・復興を行おうとする事業者

**※持続化補助金台風19号、20号及び21号型に関する定額の補助率要件を満たす場合の提出書類について**

1. 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者

　　→・国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した際の交付決定通知書

※「国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援」はP.9を参考。

　　　※P.9に記載がない支援等は、事務局に個別相談。

　　ア．地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者

　　→・東日本大震災当時の罹災（被災）証明書の写し

　 　・罹災（被災）証明書が提出できない場合は、理由書（様式６）及び東日本大震災による被災を証する書類

　　イ．直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者

　　→・業績が悪化した時点における決算書（様式任意）

　ウ．福島県原子力被災１２市町村において事業を再開又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者

　　→・福島県原子力被災１２市町村において事業を再開した場合は、再開時の決算書等

　　 　・県内の他地域に避難して事業を再開した場合は、登記簿・事業廃止届・決算書等

1. 令和元年台風第１９号、第２０号及び第２１号による被災の影響が出る直前３か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年同期の売上高と比較して、２０％以上減少している事業者

→【法人】

　・平成22年7，8，9月分及び令和元年7，8，9月分の貸借対照表及び損益計算書の写し

　・特定被災事業者に関する売上高要件確認書（様式７）

【個人】

　　 ・平成22年7，8，9月分及び令和元年7，8，9月分の確定申告書及び収支計算書等の写し

　　 ・特定被災事業者に関する売上高要件確認書（様式７）

1. 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

→・金融機関が発行する借入金残高証明書の写し

　 ・借入の内容がわかる契約書の写し

1. 令和元年台風第１９号、第２０号及び第２１号により、施設・設備が被災し、その復旧・復興を行おうとする事業者

→・台風第１９号、第２０号及び第２１号の罹災（被災）証明書